

## 雑誌スポンサー制度について

趣 旨	雑誌に企業等の広告を組み込んだ情報を発信することにより、新たな財源を確保し、図書館の雑誌コーナーの充実を図ります。
内 容	企業等に雑誌の購入代金をご負担いただき、購入した雑誌を雑誌コーナーに配架いたします。提供雑誌の最新号カバーの表面に広告主名、裏面に広告チラシ（A4版以内）を表示したうえで、図書館の利用者の閲覧に供するものです。
雑誌の選定	図書館が指定する雑誌リストの中から、スポンサーに選択をしていただきます。（同一雑誌へ複数申込があった場合先着順となります。）
提 供 期 間	原則として1年間
申 込	雑誌スポンサー申込書と下記により申込をお願いいたします。

(1) 広告の原稿

(2) 会社の概要・パンフレット等

雑誌スポンサー基準 土浦市広告掲載詳細基準要項の定めにより下記事業者等を除きます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業又は風俗営業に類似した業種
- (2) 貸金業の規則等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足る相当の理由のある事業者
- (4) たばこ製造に係る業種
- (5) ギャンブルに係る業種
- (6) 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (8) 債権取立業又は示談引受業
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続の申立てがなされている事業者及び会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続の申立てがなされている事業者
- (10) 市税を滞納している事業者
- (11) 法令に違反している事業者
- (12) 行政機関からの行政指導を受け、改革がなされない事業者
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告掲載をすることを不相当と認める業種及び事業者

広告の掲載基準 土浦市広告掲載要綱の定めにより下記に該当しないものとします。

- (1) 法令等に違反し、又はそのおそれがある広告
- (2) 公の秩序及び善良の風俗に反し、又はそのおそれがある広告
- (3) 政治性のある広告
- (4) 宗教性のある広告
- (5) 社会問題についての主義主張である広告
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 市が推奨しているとの誤解を招くおそれがある広告
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をする広告として適当でないと市長が認めるもの

そ の 他 「土浦市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項」「土浦市立図書館雑誌スポンサー制度仕様書」によります。

申 込 期 間 随時

お問い合わせ先 土浦市立図書館 管理係（電話 029-822-3025）